

小高から中村へ

— 戦国武将相馬義胤の転換点 —

岡 田 清 一

はじめに

慶長16年（1611）12月、相馬利胤は、南奥浜通（太平洋側）の小高城（福島県南相馬市小高区）から、その本拠を中村城（相馬市中村）に移した。相馬中村藩の年譜「利胤朝臣御年譜¹⁾」同月2日条には、「小高城ヨリ宇多郡中村ノ城江御移、此年七月ヨリ中村ノ城新成、同冬御普請成就、御在城ヲ被移」とある。

相馬氏は、下総国相馬郡（茨城県取手市・千葉県我孫子市）を本貫地とする御家人で、鎌倉時代末期の元亨2年（1322）7月以前、相馬重胤が移住したことに始まる²⁾。下総国に残ったいわゆる下総相馬氏に対し、奥州相馬氏と俗称される。爾来約290年間、一時、牛越城（南相馬市原町区）を本拠としたこともあったが、基本的には小高城に拠って浜通北半を中心に支配した。その奥州相馬氏が小高から移り、以後、明治維新に至る約260年間、相馬中村藩の本拠となるのである。この間、改易処分という不遇があったものの、中世以来、明治維新まで一度の国替えもなかった全国的にも希有の存在であることを標榜している。

この中村城移転について、『相馬市史1』（1983）は、「（小高城は）対伊達防備に不利であるなどの理由から、十一代利胤のとき、宇多郡中村に大規模な築城工事を起こした」とあり、あるいは「半世紀以上にわたる北方の雄、伊達氏との抗争を十分意識しての築城」などと、仙台藩、とくに伊達政宗との緊張関係のなかでの移転であったことが強調されている。さらに、「六二万石に対する六万石の抵抗は、とうてい武力だけかなう筈もなく、・・・いわゆる武士道精神が要求され・・・野馬追の隆盛もその一つの現れ」というかたちで、いわゆる「野馬追い」が盛んに行われた背景にもなっている。

それは、移転時の藩主利胤の父義胤（外天）が没した時、その遺体は甲冑を運び、北方に向かって埋葬されたとの「義胤朝臣御年譜³⁾」寛永12年（1635）11月16日条とも関連して、仙台藩・伊達政宗を意識するなかで、中村城移転も評価されている。しかし、義胤の評価、あるいは中村城移転は、仙台藩や政宗を意識しただけの行動であったことには疑問も多い。

近年、義胤の発給文書を整理・検討するなかで⁴⁾、義胤の評価も変わりつつあるが、それは中

1) 相馬中村藩の年譜で、原本は相馬家蔵。佐藤高俊氏による筆耕本144冊が相馬市図書館に架蔵されており、天正9年（1581）～延享2年（1745）までが『相馬藩世紀』第一・第二として続群書類従完成会から刊行、現在は八木書店が取り扱っている。

2) 拙著『中世相馬氏の基礎的研究』（崙書房、1978）

3) この義胤は利胤の子にして、長門守義胤（外天）の孫に当たる。

4) 拙稿「相馬義胤の文書と花押」（野馬追の里原町市立博物館『戦国時代の相馬』所収、2005）、「相馬義胤の文書と花押再考」（『南相馬市博物館研究紀要』第12号、2010）

村城移転に対する評価に再検討を求めることにもなるはずである。こうした視点から筆者は、太平洋の海上交通を前提とした中村城移転を指摘することがあった⁵⁾。しかし、そこでは近世資料と近代の迅速地図に見られる地名などからの考察が中心となり、当該期の政治・経済状況からの検討については紙幅の関係から割愛せざるをえなかった。そこで本稿では、こうした社会的背景のなかから、中村城移転が、相馬氏・相馬中村藩にとっていかなる目的をもつものであったかを考えていきたい。

1 本拠移転の経過

(1) 村上館への移拠計画

相馬氏の本拠移転は、慶長16年の中村城移転が初めてではない。後代に編纂された史料ではあるが、『奥相志』（『相馬市史4 資料編1』1969）に、

村上館・古館

古壘高く蒼海に臨み、潮沼西に回り北に川流ありて最も要害の地なり。故に先君義胤公、將に小高城より転じてこの地を相す。慶長元丙申年経営土工已に成りて、良辰をえらび、明日將に殿柱を建てんとす。忽ち火災ありて材木尽く灰燼となる。以て不祥となしすはち之を廢し、遂に牛越城に築けり。

とある。

この村上（南相馬市小高区）への移転については、江戸期の史料・絵図を用いて指摘した⁶⁾。すなわち、中世以来の根本所領であった村上には、江戸期のことではあるが、その北に位置する小高郷塚原村に「郷中の年貢を大船に積み、当海より東都に運送」するための「蔵院」が置かれ、そのあいだを流れる小高川の河口には、「湊 幅十間、深さ四尺。……空船出入す」が存在した。村上は、対岸塚原に「蔵院」＝年貢米の収蔵庫が置かれ、小高川の河口には年貢米を江戸間で搬送する積出港を一望できる、まさに「要害の地」で、近年指摘されてきたところの「海城⁷⁾」としての性格を想定したものであろう。こうした海上交通の拠点としての地域性が、本拠移転の背景にはあったのである。

(2) 牛越城移転と泉氏

村上への移拠は、結果的に実現せず、「利胤朝臣御年譜」慶長2年（1597）条に、

一、同年、小高城ヲ転ジ、行方郡牛越ノ城江被移、

牛越ノ城、以前ハ小屋掛ニ而城番拾人被置、本城ハ長野一露齋、南館ハ相良肥前、番人小幡四郎兵衛・伊賀空助・長野右馬允・宮下宗八郎・渡部近右衛門、外ニ三人名元不知、牛越御在城ノ節、例年野馬追ノ時、野馬掛共ニ牛越ノ城下ニ而相濟、

5) 拙稿「中世南奥の海運拠点と地域権力」（入間田宣夫編『東北中世史の研究』上巻所収、高志書院、2005）

6) 註5前掲拙稿

7) 滝川恒昭氏「戦国期江戸湾岸における『海城』の存在形態」（『千葉城郭研究』第3号、1994）

とあるように、牛越城への移拠が行われた。

牛越城は、新田川の上流水無川に面した標高70_トの山上に築かれた城館であるが、直線距離にして6.5_{キロ}の新田川河口には、小高川と同様に「大磯の湊」が機能していた。この湊が、いつまで遡るのか断言できないが、その下流に位置する泉廃寺遺跡は行方郡衙に比定され、古代以来、行方郡の中心的地域であった。

また、明治19年の字切図「行方郡泉村全図」から確認される宮前・町・町下・町池などの小字からは、この地域が都市的場であったことを推測させる。もちろん、この字名が近世初頭まで遡る確証はないものの、相馬氏が本拠を牛越に移転させる背景に新田川河口の「湊」掌握を想定することができるのである⁸⁾。

しかし、その河口部に位置する「泉村」は相馬氏の一族泉氏の本貫地であり、「泉山館」を本拠としていた⁹⁾。しかも、天正16年（1588）、田村清顕没後、田村氏は相馬・伊達双方に家中が分かれるなかで、その内紛に介入した義胤は「泉方之衆五十騎計」をその近くの築山（二本松市）に派遣し、その直後の三春城（三春町）乗っ取りにも「いつミ殿」「相馬いつミ衆」が中心的役割を果たしたことは伊達政宗の書状等（『原町市史4 資料編Ⅱ』510・521）から確認され、泉氏が相馬方にあって中核的存在であったことがわかる。

ところが、移拠に伴う牛越城普請の過程で、泉氏の当主藤右衛門胤政が追放されたのである。すなわち、「利胤朝臣御年譜」同年条に、

一、同年、牛越ノ城新成、経営ノ時、泉藤右衛門胤政改易、

胤政罪ハ、中ノ郷泉ノ館ニ居住、人夫ヲ差出、本奉行ト自分ノ奉行及口論、胤政私曲有之、本奉行ヲ非分ニ訟伐之、此依越度、胤政為御誅伐、義胤君御出馬、新詳寺奉訴訟、胤政泉ノ館屋ニ火ヲ掛、会津柳津虚空蔵別当桜本坊江立退、上杉景勝江属仕、扶持米七百人分給之、

とある。しかも胤政は、慶長7年（1602）6月、相馬氏の改易を聞くと、上杉景勝より暇を請い帰参しているのである。

胤政追放が、相馬氏の牛越移城の直後であること、改易によって牛越城が没収された直後に胤政が帰参していることなどは、新田川河口の「湊」掌握を前提として牛越城移拠を進める義胤・利胤にとって、泉氏の存在が障害であったことを推測させる。

（3）中村城への移転

慶長5年（1600）7月の関ヶ原の戦いに、相馬義胤が参陣することはなかった。これ以前、義胤は明らかに石田三成と交誼を結んでいたこと、また、佐竹氏の与力大名として行動していたことから確かである。すなわち、義胤の嫡子虎王の初名三胤（後の利胤）が三成の偏諱に由来す

8) 拙稿「相馬氏の牛越城移転と泉氏」（『戦国史研究』第53号、2007）

9) 「利胤朝臣御年譜」文禄2年9月条および遠藤克英・森田鉄平「史料紹介『奥州中村藩泉家文書』」（『福島県立博物館紀要』第17号、2003）を参照。

ることからも首肯できるし、『寛政重修書家譜』ではあるが、佐竹義宣の条文に、

(文禄)四年、浅野幸長、黒田長政及び朝鮮在陣の諸将、石田三成と不和にして、前田利長にその旧悪を訴ふるのところ、利長父の喪にあるが故に沙汰に及ばず。よりて諸将憤りにたへず、兵を催し三成を討んと議す。義宣伏見にありてこの事をきゝ、まず中務大輔義久・相馬義胤を大坂につかはし、義宣も相ついで彼地にいたり、三成を乗輿せしめ、みづから騎馬にてこれをまもり伏見に帰る、

とあることも参考になる。

しかし、この対応は相馬氏に大きな影響を与えた。慶長7年5月、徳川家康は相馬氏の領地行方・標葉・宇多(南半)3郡の改易を決定した。同時に、恭順の意を表すため上洛していた佐竹義宣も所領を没収され、新たに出羽国秋田・仙北2郡を中心とする領地を与えられたが、本国水戸に立ち寄ることも許されず、そのまま秋田に移ったという。その際、5月12日、義宣に随順して秋田に下り、義宣の領地から1万石を分与するとの書状が届けられたという(「利胤朝臣御年譜」慶長7年条)。

これに対し義胤・利胤は、徳川氏に訴える旨を返書に認め、三春の城代蒲生郷成との関係から「三春ノ大倉」に退去したが、翌月には三胤改め蜜胤(後の利胤)が江戸に出立、本多正信に訴状を提出、10月には3郡があらためて給されたのである。その直後、義胤夫人は人質として大倉から江戸に出府している。どのような旧領回復の運動が展開されたか、明らかにできないが、この状況に政宗は、茂庭綱元宛てた書状(『仙台市史／政宗文書2』1194)に、

扱々相馬之事、是一のきとくなる仕合にて、もとのよしね二返し被下候、さいかくも何もなく、たゞすへく の御つもり計にて候よし、各申ならハし候、さやうにても、かくごのほかなる事とて、おのく するもしらぬも、此とりざた迄候、

と多くの人々が取り沙汰していることを書き送っている。

この結果、義胤・利胤は牛越城を回復したが、「牛越城ヨリ御改易凶瑞ノ城」との理由から、再び小高城に本拠を転じたのである。しかし、慶長16年(1611)12月、本拠を小高城から中村城に移している。「利胤朝臣御年譜」慶長16年12月2日条には、「此年七月ヨリ中村ノ城新成、同冬御普請成就、御在城ヲ被移」とあるが、さらに、

慶長六年迄十式年ノ間、盛胤(義胤の父)君中村御支配、盛胤御隠居、西館御住居、御逝去以後十六年迄、城番無之、中村御本城御広間・御台所共二、慶長十六年ノ御造作也、小高城ヨリ中村江ハ大将ノ御思慮ヲ以御移、

とあり、「大将ノ御思慮」により遂行されたものであったとの記述が確認される。この「大将」とは、利胤ではなく義胤を指すものと思われるが、とすれば、中村城移転は義胤によって主導されたことになり、移転の背景を考える時、あらためて義胤の検討が必要になる。

2 相馬義胤の再評価

義胤については、伊達氏との確執のなかで、岩城・葦名・佐竹諸氏との合従連衡を繰り返しつ

つ、天正18年（1590）には豊臣政権下に組み込まれるものの、その領国を維持してきた戦国武将として、政宗との対決姿勢を強調した評価が中心であった。それが、中村城移転の原因とも理解されてきたことは既に述べた。

そうしたなかで、義胤の発給文書を検出し、その花押型を比較検討すると、おおよそ次の4期に分類される¹⁰⁾。

I 型・・・永禄13年（1570）4月～天正10年（1582）4月

II A 型・・・天正12年（1584）8月～天正17年（1589）12月

II B 型・・・天正18年（1590）5月～？

III 型・・・文禄元年（1592）6月～慶長4年（1599）5月

IV 型・・・慶長17年（1612）4月～元和元年（1615）

花押の変化は、その背景には何らかの作為があり、押著者の作為の実体を追求する必要があることはいうまでもない。では、それぞれの変化の背景にはどのような状況が考えられるであろうか。

I 型からII 型に変化したのは、天正10年（1582）4月～天正12年（1584）8月のあいだである。II 型の花押は、「義」を形象化した左半部と、右下段に張り出した右半部からなる、二合体に特徴がある。これは、いわゆる足利様の花押の特徴であり、当該期の花押を検討すると、佐竹義重の花押の特徴と共通する。花押の型が時の権力者のものを模倣したり、あるいは押著者に対して強い影響力を及ぼした者の花押を模倣することが多かったという¹¹⁾。

この間、義胤の周囲に起きた大きな出来事といえば、伊達政宗との和睦が考えられる。政宗との和睦には田村清顕が強く介在し、最終的には岩城常陸や佐竹義重も関わった。義胤と義重との明確な接点を確認できないが、「義胤朝臣御年譜一」寛永6年（1629）条に、

一、五月、長州君御実名義胤ヲ虎之助君え御譲り、相馬虎之助義胤と号十歳ノ御時、此節御居判モ被定、

義ノ御字、佐竹常陸介義重ヨリ長州御受用、依之、右京太夫義宣え御通達ノ上、御譲与、
(傍点筆者)

とあり、義胤の「義」は義重から受用したものであったという。常陸北半を支配し、南奥に進出して岩城氏や葦名氏、白河結城氏に大きな影響力を有していた義重の存在は、伊達氏との対抗上、義胤にとっても大きかったはずであり、花押の模倣もその延長上に位置づけられよう。

ところでII 型は、版刻にして墨を塗って押したものという特徴をもっている。確認された義胤書状に使用されたII 型花押はすべて同型で、地線左端や右下段張出部の「かすれ」も一致する。ただし、「かすれ」がなく、張出部がやや鋭角なもの一点をそれ以外と区別し、A・B 型に分けた。

II 型からIII 型への変化時期は、天正18年（1590）5月から文禄元年（1592）6月のあいだである。III 型は、「義」字を草書化して左半部に、右半部に円窓を描くかのようであり、II 型のよう

10) 註4 前掲拙稿

11) 佐藤進一氏『花押を読む』（平凡社、1988）

に張り出して自己主張するかのような右半部は大きく後退している。

このⅢ型が使用され始めるのは、豊臣秀吉の奥羽仕置が行われたときであり、豊臣政権に組み込まれた時期と一致する。しかも、関ヶ原の戦い後、改易処分を受けた慶長7年（1602）や家康が征夷大將軍に任ぜられた翌慶長8年にも変更されなかったものであり、秀吉とその統一権力が義胤にとっていかに大きな影響を与えたかを読み取ることができる。なお、Ⅳ型の花押を使用した例は1点であり、義胤が隠居した慶長17年（1612）以降が考えられる。

こうした義胤の花押の変化を追求すると、Ⅲ型が使用された時期、すなわち、豊臣秀吉の存在の巨大さをあらためて確認できる。では、秀吉とその権力機構が義胤に与えた影響とは、花押の変化だけであつたろうか。

3 豊臣政権と相馬義胤

（1）宇都宮出仕と天正検地

天正18年（1590）の秀吉による小田原北条氏攻撃から始まる、いわゆる奥羽仕置については小林清治氏の膨大な研究がある¹²⁾。相馬氏関係についても多くの指摘があるが、秀吉のもとに出仕した奥羽の戦国諸将について考証されたなかで、小田原と考えられてきた義胤の出仕を、宇都宮に是正されている。すなわち、従来は相馬中村藩関連の資料、例えば、「利胤朝臣御年譜」天正18年条に「五月下旬、小田原江御着、二月ノ参陣延引之旨、上意石田三成宜ク執用及奏達、依之、秀吉公召義胤ヲ、親懇之被蒙 上意、此節遅参之諸将ハ、追而御征伐」とあるをもって小田原出仕を説いてきた。しかし、同年5月、田村右馬頭に当てた義胤の書状（『原町市史4 資料編Ⅱ』604）に、

態之芳礼本望之至候、然者不慮之仕合、以兵部太輔・黒木上総守越度、無是非次第二候、義胤事者、有用所在城二候処、如此之凶事、無念至候、扱々其許御静謐之段簡要候、急之間、不具候、恐々謹言、

五月廿九日

義胤（花押）

田村右馬頭殿

とあり、「兵部太輔（義胤の弟隆胤）・黒木上総守」の「無是非次第」＝討死は天正18年5月14日、伊達方の駒ヶ嶺城を攻撃した際の合戦であることから、当時、義胤は「有用所在城」していたこと、敗戦直後の緊張関係のなかでの小田原出仕は不可能であつたことなどから否定し、秋田実季の一代記「実季公御一代荒増記」（『原町市史4 資料編Ⅱ』610）に、

一、太閤様江始而御目見乃時、宇津宮ニ而、大崎左衛門督宿老也、相馬長門五十計ノ人、

此時実季公十五歳、天正十八年也、

とある点から、宇都宮出仕を指摘されたのである。7月26日に宇都宮に到着した秀吉は、8月4日には会津に向けて出発しているから、義胤の出仕もその間のことであつたろう。恐らくその直後には「足弱」＝義胤夫人が人質として差し出されると、7月には秀吉朱印の禁制が発給され、

12) 直接に関わるものとしてA『奥羽仕置と豊臣政権』（吉川弘文館、2003）およびB『奥羽仕置の構造―破城・刀狩・検地―』（吉川弘文館、2003）をあげておきたい。

さらに検地を経て、12月には「本知分四万八千七百石」が安堵されることになった。

この間、政宗小田原出仕中での相馬方による駒ヶ嶺城攻撃は、明らかに惣無事令違反であって、政宗は秀吉から相馬攻撃を認められたとしてその準備に対応したことは、片倉景綱が岩城氏の重臣志賀甘釣斎・志賀右衛門尉に宛てた書状に、「分而相馬之義、今般留守中＝当方へ慮外＝付而、無二＝可打果之由、被 仰出候、尤其刻、無手延御刷、旁々御諷諫、常隆様御為＝可有之候」とあることから明らかであるが、義胤の宇都宮出仕が認められることによって、政宗の相馬攻撃の名分は失われることになった。

惣無事令違反にもかかわらず、出仕が認められた背景に、石田三成の存在と相馬氏の運動があったであろうことは、既に小林氏が指摘するところではあるが、「検地のみならず、破城・刀狩等々の仕置も徹底して実施された」との推察はどうであろうか。

ところで、この時の検地については、いわゆる「検地目録帳」が残されている。その全文は『原町市史 第4巻 資料編Ⅱ』（2003）に収録されているが、時間的に指出検地であったろうこと、完全な石高制による記載であることなども小林氏の指摘するところである。

「検地目録帳」の検討は別に考えたいが、その特徴は小林氏の指摘するように、指出検地に基づき石高制によって記載されている点である。もっとも、上方にみられるような4等級制（上田・中・下・下々）ではなく、下々田を除いた3等級制であり、その石盛も上田1段につき1石5斗（以下2斗下り）ではなく、上田は1石、中田は9斗、下田は7斗5升であり、上畠も5斗、中畠は4斗、下畠は2斗5升と低い。

その掲載は、おおむね南から北への順であるが、必ずしも単体の村単位ではない。例えば、冒頭の「夫沢・宮作村・細谷入組」は、現在の福島県双葉郡大熊町夫沢、双葉町水沢・細谷に、末尾の「黒木郷」は相馬市黒木にそれぞれ比定される。しかも夫沢は、その後、夫沢村として、「たこ橋村・畠沢村・前田村・新山入組・仲善寺・酒井村・谷津田村」とともに一括して記載される。このように、基本的には村を単位として記載されるが、例外的に「熊川分・熊紀伊守分・文間式部分」と相馬氏の家臣名で掲載される場合もある。また、「野上村・山田村入組」と「目作村・山田村入組」のように、山田村が2か所に分かれて記載されており、山田村が相給的支配の対象であったことを推測させる。こうした記載方法は、この検地がいわゆる検地奉行を派遣して行われたものではなく、小林氏も指摘するように指出検地であったことを意味する。

この天正検地は、奥羽両国内の各地で実施された。南部氏の事例等を検討された小林氏は、南部氏の蔵入地を確保・集中したうえで、南部信直の参勤を求め、その在京中の諸費用確保を目的としたこと、さらに被官の諸城を破却し、信直の家臣支配を強化したと指摘している¹³⁾。また、岩城氏の事例から、被官の所領を検地するとともに、指出を超えた出米は岩城貞隆の蔵入としたことも指摘している。

しかし、相馬領にあっては指出検地にとどまり、相馬義胤・利胤の蔵入地強化や家臣支配の強化という痕跡は確認できない。さらに、文禄2年（1593）9月にも「御領分三郡惣検地」（「利胤

13) 小林清治氏註12前掲B著書

朝臣御年譜」文禄2年条)が実施されたが、例えば、この検地に関連すると思われる「長門守義胤公御代、文禄二年己九月十六日支配帳写」(『原町市史4』相馬義胤分限帳)を見ると、一族・家臣の在地性が弱められてはおらず、豊臣政権がどの程度介入したか不明な点も多い。いずれにしても、相馬氏による家臣支配の強化が容易ではなかったことを意味しており、何らかの対応を迫られたことは確かであろう。

(2) 義胤と朝鮮出兵

豊臣秀吉の計画した朝鮮出兵が、南奥の諸大名にもたらされたのは、天正19年(1591)10月ころであろうか。翌年、南奥・関東の諸大名が陸続と肥前名護屋に向けて出発した。義胤については、閑巻院に宛てた文禄元年と思われる6月4日付の書状(『原町市史4 資料編Ⅱ』621)に「名護屋へハ卯月廿二日着陣仕候」とあるから、名護屋に参陣したことがわかる。ところで、佐竹義宣の家臣平塚滝俊が名護屋から国元の小田野備前守に宛てた書状¹⁴⁾には、

三月十七日=京都を御立被成候、かゝるふしきなる御世上に生合、能時分御供仕、爰元迄見物申事、安之外=御座候、路次中無何事、卯月廿二日=当国へ御着被成候、我等なども無事に御供申候而参候、召つれられ候衆、忝人も無相違参候、

とあり、3月17日に京都を出立した義宣もまた4月22日に名護屋に着陣したこと、さらにその書面には義胤が同道したことも記述されている。もっとも、享保21年(1736)2月、富田高詮によって編纂された『奥相秘鑑』(『相馬市史5 資料編2』1971)には、

義胤小高ノ城ニ於テ軍兵ヲ催促シ制^{セイ}賦ヲ定ラル内、文禄元年ノ春、義胤所勞ニテ遅滞シ給フ、此旨五奉行へ演達、(中略)義胤ハ三月始、漸快復、元老岡田右衛門太夫清胤ヲ一手ノ奉行トシテ小高ヲ発シ、京都ノ半途ニ至テ太閤御進發ヲ聞カレ、四月京着、(中略)義胤同月上旬京都ヲ出立、同廿二日名護屋ニ到着、

とあるから、義胤は4月上旬に京都を発ち、その後、追いついて佐竹義宣に同行、同日に名護屋に着いたことになる。

もっとも、結果的に義胤は渡海することなく、名護屋城北西に陣屋を構えている。名護屋をいつ離れ、大坂に帰ったかは不明であるが、翌年8月、秀吉の帰洛に併せて佐竹義宣も名護屋を出立しているから、それに合わせたものと思われる。この間の、名護屋滞在中の義胤については、佐竹家臣の大和田重清の日記¹⁵⁾に詳しいが、佐竹氏との交流が記述され、与力大名としての姿が描写されている。

ところで、前掲平塚滝俊の書状には、名護屋に至る道中での出来事や見聞した地域の状況が詳細に記録されているが、それはまた義胤の見聞したものでもあったろう。そのなかでも、各地の城郭の状況・特徴は、義胤に大きな影響を与えたことが想像できる。例えば、天正17年(1589)

14) 佐賀県文化財調査報告書第81集『特別史跡名護屋城跡並びに陣跡3「文禄・慶長の役城跡図集」』所収(佐賀県教育委員会、1985)

15) 『高根沢町史 史料編Ⅰ 原始古代中世』(1995)所収。

に毛利輝元によって普請が開始され、翌年末にほぼ完成した広島城であるが、文禄元年4月、秀吉が名護屋に向かう途次、立ち寄っている。ほぼ同時期に佐竹義宣の軍勢も通過しているが、これを見た平塚は、

ひろ嶋と申所にも城御座候、森殿（毛利輝元）の御在城にて候、是も五、三年の新地=候由申候得共、更に < 見事成地にて候、城中のふしんなどハしゆらくにもおとらさるよし申候、石かき、天しゆなど見事成事不及申候、町中ハいまたはんとにて候、

と、天守・石垣の「見事成事」、城下の「はんと」＝半途を記録している。ほかにも、門司城・小倉城について、

もじのしろとて山城ニ候、是九州の名地にて候、三方ハ海ニて候、たゞ一方つゝきたるよし山ニて候、今ハ人も居不申候、それより海涯ニ付て五里ほと行て、こくらと申城にて候、一たん見事成所にて候、

と感嘆し、さらに筑前名島城について、

なちまといふ城あり、是も小はや川在城にて候、海中へ出たる嶋ニて候、西の方計つゝき候へとも、それハ舟をうかむる程=成候、いしかき・てんしゆなど一段見事ニ候、大舟ともをハしろ汀きしに引付 < かれ候、

などと記し、いわゆる織豊期の城郭に代表される高石垣や壮麗な天守などを見聞しているのである。さらに、名島城が「舟をうかむる」ことを前提に「海中へ出たる嶋」に築かれたこと、広島城についても、「石かき、天しゆなど」の構築だけでなく、「町中ハいまたはんと」と、城下の造成にも視点が注がれている。

名護屋城と城下についても、

御城の石垣なども、京都にもまし申候由、石をみなわりてつきあけ申候、てんしゆなどもしゆらくのにもまし申候、(中略)町中、京・大坂・さかいのものとも、こと < < 参つとい候間、何にても、のそみのもの候、就中、米こく・馬のはみなどは、山のこことくにて候、草木ハ上道三、四十里四方に無之候間、何も馬の草にハめいわく被申候、金銀さへ候ハ、人馬共つゝ、かなく帰国可致候、

と、聚楽第にも勝る「石をみなわりてつきあけ」た高石垣と天守を見、さらに京都・大坂・堺の商人が集い、米穀ばかりか馬の銜という馬具（武具）などが「山のこことくに」備わり、望むものは何でも入手できる状況もまた見聞している。

そこには、単に高石垣と天守を中心とした織豊系の城郭建築¹⁶⁾ばかりでなく、賑わう城下の現実、その背景にある「町中、京・大坂・さかいのものとも、こと < < 参つとい候」という実態を見抜く視点が示されている。このような視点は、一人平塚だけではなく、同行した多くの武将にも共有されたものと思われ、義胤に与えた影響が少なくなかったことを思わせる。

16) 中居均氏「織豊系城郭の特質について—石垣・瓦・礎石建物—」(『織豊城郭』創刊号、1994)

3 中村城移転の背景

前掲拙稿¹⁷⁾では、中村城移転の背景に、当該期の太平洋をめぐる海運の存在を指摘した。すなわち、「宇多」の湊に比定される松川浦の南端に位置する磯部館を支配した佐藤好信は岩城氏の旧臣であったが、佐藤一族は「岩城之船」に関わる氏族であり、志賀氏とともに、海運に従事する一族でもあった（『いわき市史 8 原始古代中世資料』41の八）。その佐藤一族の一人が相馬氏に組み込まれ、磯部館を支配したのは偶然ではなく、ここに「湊」が位置したからであった。なわち、磯部館こそ、磯部湊を支配する「海城」であったのである。

同様に、中村城も松川浦（宇多の湊）に面した城館であり、さらに南北朝期には相馬・結城両氏が戦った熊野堂城や館腰遺跡が隣接する地域には「瓦宿」＝河原宿という地名も残り、都市的場が存在したことを指摘した。それは恐らく、少なくとも中世以来の古道に沿った地であり、松川浦（宇多の湊）という中世以来の海上交通の要衝との交差する場所でもあった。

ところで、近世初頭の東廻海運の実態を追求した渡辺英夫氏は、慶長14年（1609）の銚子築港を問題視¹⁸⁾する。すなわち、近世初頭、南下する廻船は常陸沖を経て銚子に至る航路は技術的に難しく、那珂湊に廻着すると、その後は涸沼川から涸沼に至る水運と、さらに北浦・霞ヶ浦までの駄送によって、ようやく利根川水系に連絡できたという従来の考えを批判する。その際、慶長14年、幕府は奥羽諸藩を動員して現在の利根川の河口（銚子口）に土木工事を展開している事実を重視するのである。

確かに、「利胤朝臣御年譜」慶長14年条にも、「同年、海上御普請千石夫、当被指出、うなかミハ関東釣子口ノ辺」とあって、相馬藩もこれに荷担している。なお、津軽藩に対して発給された「江戸幕府年寄衆・普請奉行連署奉書」（『新編弘前市史 資料編2』編年史料、P121）にも、「下総国うなかミに船入候御普請、千石夫ニ被仰付候条」とある。ここに「うなかミ」とあったため、内陸部の海上郡（千葉県海上郡、現在の銚子市・旭市）と誤解されることもあったが、米沢藩の『上杉年譜』（『大日本史料』第12編之6、P294）には、「夏四月上旬、諸国ノ人夫ヲ以テ、常州海上船入ノ普請有ヘキ由御触アリ、米府ヨリモ役夫出サル」とあり、秋田藩の重臣梅津政景の日記（『大日本古記録・梅津政景日記』）元和3年3月17日条にも、「慶長拾四年海上御ふしん之時、小判壺歩請取申候、山方能登・根本佐次右衛門御算用澄」などとあり、渡辺氏の指摘するように、海上普請＝銚子築港と考えられるのである。

こうした幕府の海上交通網の整備事業に相馬中村藩も加わっていたのであり、名護屋出陣と中途における織豊系城郭の見聞を土台にして、義胤に海上交通の重要性を認識させていたことは容易に考えられよう。

ところで、中村城への移転理由は、こうした経済的環境への対応だけであつたろうか。既に牛越城移転の際、重臣泉胤政が改易されたこと、その背景に、胤政の本貫地である泉村が位置する新田川河口部（湊）掌握の意図が相馬氏にあったこと、その後、相馬氏改易を知った胤政は、上

17) 註5 前掲拙稿

18) 「慶長一四年銚子築港問題」（『日本歴史』503号、1990、後に同氏『東廻海運史の研究』山川出版社、2002に収録）

杉景勝に暇乞いして帰参していることなどを述べた。

しかし、帰参した胤政は、再び泉村を支配することなかった。近世の編纂資料ではあるが、前掲『奥相秘鑑』（顕胤・盛胤両代三郡館持並出騎之事）に、

小高郷	岡田館	岡田兵衛太夫直胤	
標葉郷	泉田館	泉田右衛門太夫顯清	慶長七年ヨリ泉藤右衛門胤政
	両竹館	城代不分明	慶長八年ヨリ泉田掃部胤隆
中之郷	泉館	泉藤右衛門胤政	慶長二年ヨリ岡田八兵衛宣胤 岡田館ヨリ移胤政改易

とある点からすれば、胤政の新たな所領は標葉郷泉田館であって、胤政に替わって泉館を支配したのは、小高郷岡田館を支配していた一族の岡田宣胤であった。岡田氏にとって岡田村は重代相伝の所領であったが、かわって泉村を中心とする地域を支配することになる。

しかも、これまで泉田館を支配していた泉田氏は、翌年、泉田胤隆が同郷内両竹館を支配することになった。泉田氏は、標葉郷の旧主標葉氏の一族にして、明応元年（1492）、相馬大膳大夫盛胤が標葉清隆を滅ぼした際、離反して相馬方に味方し、以後、「相馬一家」として泉田を支配したのである。いずれも後代の編纂資料という限界はあるにしても、鎌倉期以来の支配文書を相続してきた標葉旧家も確認されており¹⁹⁾、強ち否定し去ることもできない。

いずれにしても、牛越城移拠とその後の改易を通じて、岡田・泉・泉田という重臣が、中世以来支配し続けてきた本領を離されて、新しい所領に移転を余儀なくされているのである。恐らく、自立性の強い中世以来の重臣を本領から離し、その関係を弱めるという、胤政の改易の政治的意図を看過すべきではなからう。

一般に、戦国大名は豊臣政権に臣従して分国内の惣検地を行い、兵農分離を推進することで、家臣の在地性と独立性を弱め、大名権力を強めたと指摘されている。さらに、その後の転封が、大名・家臣双方が保持してきた相伝の所領とのきずなを断ち切り、戦国大名を一举に近世大名に変貌させるきっかけになったともいわれる²⁰⁾。

しかし、相馬領内にあっては、天正18年（1590）の「欧州相馬検地帳」が兵農分離を推し進めた形跡を検証することは難しい。そのようななかで、相馬氏の権力を強化するために、家臣団の在地性を弱める手段は、領国内での移動でしかなかった。牛越城への移転に伴う泉胤政の改易は、泉氏の本拠が持つ経済的特殊性を奪い取るだけでなく、その在地性を弱めるための手段でもあったと理解できる。

しかも、その後の相馬氏自体の改易と安堵という混乱のなかで、有力家臣の領国内転封ともいえるべき状況を作り出し、相馬氏権力の強化が図られたのである。そうした権力強化の一環としての中村城移転が考えられよう。

豊臣政権や徳川政権によって行われる転封は、一種の外圧として作用したが、それがなかった

19) 拙稿「近世のなかに発見された中世—中世標葉氏の基礎的考察—」（『東北福祉大学研究紀要』第34巻、2010）

20) 山口啓二氏「藩体制の成立」（岩波講座『日本歴史 近世2』所収、1967）

相馬氏の場合、転封に替わる外圧が中村城移転だったのである。当該期、相馬氏にかかわる同時代史料が極端に少ない状況では、近世に編纂された史料を用いざるをえないが、例えば、寛政10年（1798）、藩の在郷給人の系図取調を命じられた渡辺美綱によってまとめられた『御家給人根元記』（『相馬市史5 資料編2』1971）によれば、慶長16年（1611）までは、「御家之給人、大身小身皆都^{すべて}而在郷之知行所に住宅、五百石・七百石より上の給人は村々之小館在館也」という状況であったが、中村城移転後は、

中村御移り之時より、三郡中在之給人を二つに分、泉田御隠居と中村に被召仕、將軍之御在城江戸を御真似被成候而、在郷所在之給人、大身より始、其外小身も相応に中村御麓へ屋敷を被下、段々に引移申候、

という状況をもたらした。

このような理解が許されるならば、村上館に始まり、牛越城、そして中村城への本拠移転は、経済的優位性を考えただけでなく、天正検地によっても家臣の在地性を弱められなかった相馬氏権力が、その間の改易処分と安堵という状況をも利用し、大名権力の強化を指向した過程上に位置づけられるものであろう。

おわりにかえて

以上、相馬氏の小高城から中村城に本拠を移した状況とその背景、意義等について考察を加えた。従来、ほとんど検討されなかった義胤発給文書と花押の変遷からの指摘を前提に、豊臣政権下において実施された天正検地や文禄検地、さらには朝鮮出兵に伴う名護屋滞在とそれまでの旅程における見聞などが、義胤に与えた影響等を指摘した。

従来、伊達氏（特に政宗）・仙台藩との関係のなかで記述されてきた、あるいは、伊達氏・仙台藩への備えとして、江戸幕府の仙台藩対策の一環として、中村への移転が強調されることもあった。これとて、戦国期、伊達氏に単独で抵抗できた唯一の戦国大名との発想からの結果であろう。

天正末年、伊達氏によって宇多郡北部の駒ヶ嶺城・新地蓑首城を奪われた相馬家中は、以後、伊達氏に対して和戦両派に分かれ、主戦派による奪還行動は義胤の弟隆胤らの敗死を招き、さらには秀吉の惣無事令違反と認識されているのであり、豊臣政権の巨大さに気付くことはなかった。結果的に、石田三成らの仲介によって宇都宮出仕が許され、からくもその存在を認められたが、秀吉の存在の大きさに気付いたのはその後であって、義胤の花押がⅡ型からⅢ型に変化するのもこの時点であった。

以後、豊臣政権下での見聞が義胤を大きく変貌させたのであり、そのような意味で、義胤、そして中村城移転を矮小化された評価ではなく、相馬氏が戦国大名から近世大名へ変貌・変質する過程のなかに位置づけるべきなのである。